

箕面市役所豊川支所附帯駐車場貸付に係る 一般競争入札実施要領

(入札後資格確認型一般競争入札)

令和8年（2026年）10月26日
箕面市役所 豊川支所

目次

1 入札に付する事項.....	2
1. 入札に付する貸付物件.....	2
2. 貸付期間.....	2
3. 貸付物件の用途.....	3
4. 貸付方法.....	3
5. 貸付に関する制限事項.....	3
6. 最低入札価格.....	3
7. 貸付料の支払方法等.....	3
8. 貸付に伴い発生する業務.....	4
9. 整備工事.....	5
10. 管理運営.....	6
11. 駐車場料金.....	7
12. 報告及び実施調査等.....	8
13. 契約の解除又は変更.....	8
14. 原状回復.....	9
15. 損害賠償.....	9
16. その他.....	10
(参考) 駐車場利用実績.....	11
2 入札に際しての基本条件.....	12
1. 入札の方式について.....	12
2. 入札参加資格について.....	12
3. 入札等のスケジュール.....	13
4. 入札に係る質問について.....	13
5. 入札について.....	14
6. 開札について.....	15
7. 落札者の決定方法について.....	16
8. 申請書等の提出.....	17
9. 入札の延期又は中止等に関する事項.....	18
10. その他.....	18

1 入札に付する事項

1. 入札に付する貸付物件

- (1) 所在地 箕面市栗生間谷西1丁目802番2地内
- (2) 貸付面積 1,290平方メートル(別紙平面図中(A)の区域)
- (3) 構造 平面式(一部、建物地下1階部分及び掘込車庫を含む。)
- (4) 既設 40台(内、2台は公用車スペース。建物地下1階部分(公用車2台・障がい者等優先駐車区画2台の計4台分)は、原則夜間(19時から翌朝6時の間)は閉鎖している。)
- (5) 本体施設の用途及び運営時間等(令和8年10月26日現在)

①豊川支所

- 受付時間 午前9時～午後5時
- 休業日 土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日

②ひじりとよかわ保育園(支所2階を占用)

- 開園時間 午前7時～午後7時
- 休園日 日曜日、祝日、年末年始

③箕面市シルバー人材センター東部作業所(支所地下1階の一部を占用)

- 作業時間 午前9時～午後5時
- 休業日 土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日

④選挙期間(支所に期日前投票所及び当日投票所が開設される期間)

- 期日前投票所 午前8時30分～午後8時
- 当日投票所 午前7時～午後8時

※選挙期間中、建物地下1階部分の閉鎖時間は投票所の状況に応じて変更する。

2. 貸付期間

貸付期間は、令和9年(2027年)3月1日から令和19年(2037年)2月28日までの10年間とする。

3. 貸付物件の用途

落札者は、貸付物件を駐車場の用途に供すること。

4. 貸付方法

- (1) 貸付範囲は、支所附帯駐車場（別紙平面図中（A）の区域）とする。
- (2) 現状有姿による貸付とする。（現事業者が施工した設置物は、現事業者が原状回復する。）
- (3) 賃貸借契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づき締結する。

5. 貸付に関する制限事項

- (1) 落札者は、貸付物件を項番3に指定する用途以外に供してはならない。
- (2) 落札者は、貸付物件を一般向け定期貸し駐車場としてではない。
- (3) 落札者は、貸付物件上に建物を建築してはならない。
- (4) 落札者は、貸付物件上に項番9の整備工事で必要な構築物以外を設置してはならない。
- (5) 落札者は、貸付物件を第三者に転貸し、賃借権を譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

6. 最低入札価格

最低入札価格は、年額1,848,000円とする。

7. 貸付料の支払方法等

- (1) 貸付料の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額（以下これらを「消費税等の額」という。）を含むものとする。
- (2) 項番2に規定する貸付期間内に消費税等の額に変動が生じた場合は、その変動が生じた時点から次の各号に掲げる方法で算出した額を変動後の貸付料の年額とする。

①当該貸付料の年額に110分の100を乗じて得た額に当該変動後の消

費税等の額を加算して得た額

②①の額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

- (3) 4 月から翌年 3 月を 1 会計年度とし、貸付料の年額（(2)の規定により変動した場合は変動後の年額）を落札者は一括して納付すること。ただし、(4)の規定により分割して納付する場合は、この限りでない。
- (4) 落札者が分割して納付することを希望する場合は、市に申出の上協議を行い、分割回数及び納付額について双方合意の上これらを定める。
- (5) 貸付期間が 1 会計年度に満たないときの貸付料は、貸付料の年額を 12 で除して得た月額に、その 1 会計年度の貸付に係る月数（月の途中で開始し又は終了する月を除く。）を乗じて得た額（この額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- (6) 貸付期間が 1 月に満たないとき並びに月の途中で開始し又は終了する月の貸付料は、年額を 365 で除して得た日額に、その月の貸付に係る日数を乗じて得た額（この額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- (7) 落札者は、(3)の規定により納付すべき額又は(4)から(6)の規定により算定され、又は定められた額を、市が指定する納付の指定期日及び方法により納付すること。。
- (8) 落札者が(7)により定める納付の指定期日までに貸付料を納付しないときは、箕面市契約規則（昭和 55 年箕面市規則第 40 号）第 31 条に規定する違約金を納付しなければならない。

8. 貸付に伴い発生する業務

(1) 整備工事

- ①落札者は、項番 9 に記載する整備工事を行わなければならない。
- ②整備工事費用は、全て落札者の負担とする。

(2) 管理運営

- ①落札者は、項番 10 に記載する業務を行わなければならない。
- ②管理運営に要する経費（維持管理費、消耗品費、光熱水費、通信費、保険料等）は、全て落札者の負担とし、市に対し必要経費の償還請求をす

ることができない。

9. 整備工事

(1) 落札者は、次の整備をすること。

①別紙平面図中 (A) の区域内で、自動料金精算機を備えたゲート式やナンバー読み取り式等の駐車場管制機器等（車室毎に設置する個別フラップ式は不可。）を整備すること。なお、設置する機器は新たに製造された機器を調達して設置すること。

②自動料金精算機には、コールセンター直通の専用電話又はインターホンを設置すること。

③自動料金精算機は、次の種類の決済方法の全てが使用できる機器でなければならない。

a. 現金

- ・紙幣（1万円、5千円及び千円。（令和6年及び平成16年発行開始の紙幣が利用できること。））
- ・硬貨（500円（令和3年及び平成12年発行開始の硬貨が利用できること。）、100円、50円及び10円）

b. クレジットカード

c. クレジットカード等のタッチ決済

d. 電子マネー

e. コード決済

④前記 b から e は、それぞれ代表的な決済ブランドに対応すること。また、利用できることとなる決済ブランド等については、事前に市に報告すること。なお、決済ブランドの利用開始までに期間を要する場合は、利用開始の目処を速やかに事前に市に報告すること。

⑤駐車場出入口に設置する満空表示灯は道路から見やすい位置に設置すること。

⑥駐車場から車両が出入りするために必要な安全対策を十分に講じること。

⑦駐車スペースは、別紙平面図中 (A) の区域内とし、駐車台数は40台確保し、駐車区画ラインが明瞭となるよう整備すること。

⑧夜間照明設備及び駐車料金等を明示する看板、駐車場内の誘導案内のためのサイン表示等を設置すること。

(2) 整備工事に係る留意点

- ①機器等の整備工事は、支所閉庁時に行い、駐車場の出入りを封鎖することなく行わなければならない。
- ②通行する歩行者等の安全に十分な配慮を行うこと。
- ③立木は伐採しないこと。また、緑地帯を撤去しないこと。
- ④整備工事内容については、事前に市と詳細を協議すること。
- ⑤整備工事に当たっては、関係機関と調整し、許認可が必要なときは手続の上、着手すること。
- ⑥廃棄物の適正処理等の関係法令を遵守すること。
- ⑦整備工事に伴い、近隣住民その他第三者と事故が発生しないよう交通整理員を配置するなど、特段の安全配慮を行うこと。また、近隣からの問合せや苦情に対し、誠意をもって対応すること。
- ⑧整備工事を行うときは、現場に必ず整備工事責任者名及び連絡先を掲示し、連絡体制を明確にすること。
- ⑨本実施要領記載のスケジュールを厳守すること。

(3) その他

- ①現事業者が施工した設置物等のうち、新規設置が必要なものを除き落札者が現状有姿での譲渡等を求める場合は、現事業者と落札者で直接交渉すること。
- ②前記の直接交渉の結果、現事業者が現状有姿として残置することになる設置物等について、工事開始前までに現事業者と落札者の連名で申出を行い、市の承認を受けること。

10. 管理運営

落札者は、次のとおり管理運営すること。

- ①駐車場は、通年無休24時間で稼働すること。
- ②自動料金精算機等の駐車場設備の保守、現金の回収、消耗品の補充等を随時行うこと。

- ③自動料金精算機からの、コールセンター直通の専用電話又はインターホンでの問合せに迅速に対応すること。
- ④定期的に駐車台数を調査し、入庫台数の調整を行うこと。
- ⑤事故発生時の駐車場利用者への対応は、落札者が直接行うこと。
- ⑥事故及び機器故障等が発生したときには、現場へ30分以内に到着できる体制を整えること。
- ⑦機器の故障等が発生した場合には部品の交換等の整備を遅滞なく行うこと。
- ⑧定期的に区域内の除草、清掃等を行うこと。
- ⑨管理運営に当たっては周辺環境に配慮し、管理運営に伴って発生する利用者及び近隣住民に係る事故及び苦情については、落札者の責任と負担をもって迅速に対応すること。
- ⑩降雪が予想される場合又は積雪・凍結の場合は、融雪剤の散布、除雪作業等を速やかに実施しなければならない。
- ⑪対象駐車場の貸付に係る計画を変更し、又は仕様を変更するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- ⑫無料定期券3台分、無料処理機4台を市に無償貸与すること。なお、無料処理機等の運用で必要な消耗品・修繕等は落札者の負担とする。

1 1. 駐車場料金

- (1) 駐車場料金は、以下に掲げる条件を満たす内容で、落札者からの申出に基づき、市長の承諾をもって設定する。
 - ①駐車料金計算の単位時間、料金単価、最大料金及び最大料金適用時間帯は、落札者から申出ること。
 - ②「最大料金」の設定を可能とする時間帯は、午後6時から翌日午前8時までの間、及び支所の休業日のみとする。
- (2) 以下の車両については、無料とすること。
 - ①支所の公用車
 - ②支所に手続のため来訪した者の車両（手続時間内の利用に限る。）
 - ③支所占用団体が使用する車両

※支所の一部を占有している団体（令和８年１０月２６日現在）

a. 箕面市シルバー人材センター東部作業所

b. ひじりとよかわ保育園

④支所占有団体の利用者の車両（団体の業務時間内の利用に限る。）

⑤支所及び支所占有団体に係る荷物搬入車

⑥支所の維持管理等の用務で来訪した者の車両（用務時間内の利用に限る。）

（３）以下の行為は禁止する。

①一般利用者に対する定期利用貸付及び定期券（項番１０．⑫に規定する定期券を除く）の販売

②本件駐車場を限定利用にした無料券の販売

1 2. 報告及び実施調査等

（１）落札者は、毎月１０日までに前月の駐車場の利用実績、収入金額等及びコールセンターへの問合せ状況（苦情等の内容を含む。）等を記載した報告書を市に提出しなければならない。

（２）市は、貸付物件の使用状況について随時に実地調査し、又は必要な報告を求めることができる。

（３）落札者は、前記の報告を怠り、又は調査を拒んではならない。

（４）前記の調査又は報告に基づき、市は落札者に対して、施設の適正な維持管理等のために是正等を指示することができる。

1 3. 契約の解除又は変更

（１）次のいずれかに該当するときは、市は本契約を解除し、又は変更することがある。ただし、③の場合は解約に限る。

①市において、貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。この場合において、契約を解除又は変更するときは、市は２か月前までに落札者に通知するものとする。

②落札者が、賃貸借契約書又は本実施要領の条項に違反したとき。

③落札者が、応募資格の詐称等、不正な手段により賃貸借契約を締結したとき。

- (2)(1)①の規定により解約し、又は変更する場合は、貸主は、借主に対し、2か月前までに通知しなければならない。
- (3)(1)①の規定により契約を解除又は変更されたことにより落札者に損失が生じたときは、落札者は、市に対してその補償を求めることができる。
- (4)落札者は、(1)②及び③により契約が解除されたときは、その契約解除日から1か月以内に当初契約期間満了日までの基本契約貸付料を契約違約金として一括納入しなければならない。変更の場合もこれに準じ、市が契約違約金の額を算出する。

14. 原状回復

- (1)落札者は、貸付期間が満了するときは、その満了日までに貸付物件を原状に復し、市の確認を受けて返還すること。
- (2)落札者は、項番13により契約が解除されたときは、その解除日から1か月以内に貸付物件を原状に復し、市の確認を受けて返還すること。
- (3)前記(1)及び(2)のいずれの場合においても、市が現状有姿での返還を承認した部分はこの限りではない。この場合、落札者は市に対し当該部分に係る有益費の請求をすることはできない。

15. 損害賠償

- (1)落札者は、自らの責めに帰する理由により貸付物件の全部又は一部を滅失若しくは毀損したときは、それにより生じた損害について、市が算出した金額を損害賠償として支払わなければならない。
- (2)前記の場合において、貸付物件を直ちに原状に復したときはこの限りではない。
- (3)前に定めるもののほか、駐車場の整備工事及び管理運営に伴って発生する利用者及び近隣住民並びに市に係る損害については、落札者の責任と負担をもって迅速に対応すること。
- (4)本契約に係るリスクに対応する損害保険等に必ず加入しなければならない。

16. その他

本実施要領に記載されていない事項が生じた場合については、落札者と市双方が誠実に協議し決定するものとする。

(参考) 駐車場利用実績

月	令和3年			令和4年			令和5年		
	出庫台数	無料台数	有料台数	出庫台数	無料台数	有料台数	出庫台数	無料台数	有料台数
1	2,887	1,525	1,362	2,610	1,195	1,415	2,520	1,410	1,110
2	3,032	1,612	1,420	2,359	1,138	1,221	2,610	1,481	1,129
3	3,722	2,143	1,579	3,013	1,341	1,672	3,063	1,656	1,407
4	2,771	1,472	1,299	2,560	1,223	1,337	4,029	2,565	1,464
5	2,338	1,182	1,156	2,418	1,133	1,285	2,448	1,226	1,222
6	3,005	1,611	1,394	3,365	1,972	1,393	2,787	1,511	1,276
7	3,012	1,291	1,721	4,212	2,753	1,459	2,586	1,274	1,312
8	2,808	1,384	1,424	2,576	1,448	1,128	2,405	1,262	1,143
9	2,997	1,319	1,678	2,710	1,475	1,235	2,838	1,574	1,264
10	5,025	3,214	1,811	2,705	1,311	1,394	3,040	1,492	1,548
11	2,929	1,320	1,609	2,573	1,297	1,276	2,720	1,268	1,452
12	2,862	1,186	1,676	2,692	1,395	1,297	2,613	1,245	1,368
合計	37,388	19,259	18,129	33,793	17,681	16,112	33,659	17,964	15,695
月平均	3,115.7	1,604.9	1,510.8	2,816.1	1,473.4	1,342.7	2,804.9	1,497.0	1,307.9

月	令和6年			令和7年			令和8年		
	出庫台数	無料台数	有料台数	出庫台数	無料台数	有料台数	出庫台数	無料台数	有料台数
1	2,786	1,435	1,351	3,081	1,293	1,788	3,649	1,769	1,880
2	2,675	1,338	1,337	3,029	1,560	1,469	5,391	3,758	1,633
3	3,098	1,558	1,540	3,269	1,966	1,303	3,575	1,497	2,078
4	2,852	1,484	1,368	3,042	1,448	1,594	3,119	1,326	1,793
5	2,829	1,338	1,491	2,783	1,631	1,152	2,928	1,436	1,492
6	2,720	1,424	1,296	3,041	1,399	1,642	3,066	1,224	1,842
7	3,266	1,556	1,710	5,877	3,639	2,238	2,845	1,149	1,696
8	4,225	2,875	1,350	2,984	1,763	1,221	2,688	1,512	1,176
9	2,904	1,432	1,472	3,362	1,466	1,896	2,921	1,212	1,709
10	5,208	3,708	1,500	3,534	1,491	2,043			
11	2,994	1,260	1,734	3,173	1,765	1,408			
12	2,964	1,396	1,568	3,204	1,434	1,770			
合計	38,521	20,804	17,717	40,379	20,855	19,524	30,182	14,883	15,299
月平均	3,210.1	1,733.7	1,476.4	3,364.9	1,737.9	1,627.0	3,353.6	1,653.7	1,699.9

※令和3年10月、令和4年6月・7月、令和5年3月・4月、令和6年8月・10月、令和7年7月及び令和8年2月に無料台数が増加している主な要因は、当該月に施行された選挙に係る期日前投票所及び当日投票所の投票者の利用である。

2 入札に際しての基本条件

1. 入札の方式について

入札は、開札後に落札候補者に必要書類の提出を求め、入札参加資格を確認する。入札後資格確認型一般競争入札である。

2. 入札参加資格について

本入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

条件の確認は、開札日を基準として行う。ただし、開札日から落札決定日まで条件を満たさなくなった者は、入札参加資格がないものとする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ②令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年箕面市訓令第2号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ③営業を行うにつき、法令などの規定により官公署の免許、許可又は認可を受けていること。
- ④法人税、所得税、事業税、市税、消費税等のいずれも滞納がないこと。
- ⑤金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第199条又は第200条の規定により更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑦会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年

法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに本市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。

⑧本入札の公告日から落札決定までの間において、指名停止要綱に基づく指名停止措置の期間がない者であること。(指名停止措置については、本市によるもののほか、国又は他の地方公共団体による指名停止に相当する措置又は法令に基づく処分を含む。)

⑨本入札の公告日から落札決定までの間において、箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置の期間がない者であること。

⑩ゲート式駐車場の運営管理事業について10年以上の実績を有し、公共施設附帯駐車場の管理・運営について5年以上の実績を有する者であること。

3. 入札等のスケジュール

本実施要領に関するスケジュールは次のとおりとする。

- ・ 入札の公告 令和8年10月26日(月)
- ・ 質問受付期間 令和8年10月26日(月)～11月9日(月) 正午必着
- ・ 質問回答期限 令和8年11月13日(金)
- ・ 入札書提出日時 令和8年11月26日(木) 午前9時～午後4時
- ・ 開札日時 令和8年11月26日(木) 午後4時
- ・ 契約前協議 令和8年11月27日(金)～令和8年12月
- ・ 契約締結 契約前協議終了後
- ・ 細部協議 契約締結後～令和9年2月
- ・ 設備機器設置 令和9年3月1日(月)以降
- ・ 事業開始 令和9年3月1日(月)

4. 入札に係る質問について

本実施要領に関する質問は以下のとおり行うこと。

①質問受付期間は、令和8年10月26日(月)～11月9日(月) 正午

までとする。

②本実施要領に関する質問は、質問書（様式2）に直接記入し、ファイル形式を変更せず電子メールで送付すること。

③個別問合せによる口頭での回答・説明等は、いかなる場合でも行わない。

④質問は、以下の送信先アドレスまで電子メール送信後、支所へ電話で到着確認を行うこと。

・送信先アドレス toyokawa●maple.city.minoh.lg.jp

※メール送信時は「●」を「@」に置き換えること。

・メール件名 「箕面市役所豊川支所附帯駐車場貸付に係る入札質問（事業所名）」とすること。

⑤質問要旨及び回答は、令和8年11月13日（金）までに市ホームページに掲載する。

5. 入札について

（1）入札書の提出について

①入札書（様式1）に必要事項を記載し、記名押印の上、封筒に密封し直接持参し提出すること。（郵送等での提出は認めない。）

②入札書を封入する封筒の表には、社名及び件名「箕面市役所豊川支所附帯駐車場貸付に係る入札」を朱書きすること。

③提出は、箕面市役所豊川支所1階ミーティングスペースに設置している入札箱に投函すること。

④入札書提出期間は、令和8年11月26日（木）午前9時から午後4時までとする。

（2）留意事項

①入札金額は、物件の貸付価格の年額（消費税等の額を含む。）を記載すること。

②入札書の記名及び押印は、法務局又は市町村に登録された名称及び印鑑を用いて行わなければならない。

③入札者は、自己の入札の完了後は、入札書（様式1）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- ④入札に関して必要となる経費は、入札者の負担とする。
- ⑤落札後の賃貸借契約は、入札書（様式１）に記載された名義で行う。
- ⑥現地説明会は実施しない。現場の確認は、入札希望者が各自の責任において自由に行って差し支えない。

（３）入札保証金

免除する。ただし、落札者が正当な理由なく本契約を締結しない場合は、違約金として落札価格の１００分の５に相当する金額を納付しなければならない。さらに、競争入札の参加資格などに制限を受けることがある。

６．開札について

（１）開札

- ・開札日時 令和８年１１月２６日（木）午後４時
- ・開札場所 箕面市役所豊川支所１階ミーティングスペース
- ・開札方法 開札は、入札者立ち会のもとで行う。入札者が開札に立ち会わないときは、支所以外の市職員を立ち会わせる。開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申立てることはできない。

（２）入札の無効

以下に掲げる入札は、無効とする。

- ①入札参加資格のない者のした入札
- ②入札者の記名押印のない入札又は記入事項の判読できない入札
- ③入札金額を改ざん又は訂正した入札
- ④記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札
- ⑤本入札について、入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札
- ⑥本入札について、入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その全部の入札
- ⑦指定の日時まで提出しなかった入札
- ⑧入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しな

い入札

⑨委任状の提出のない代理人のした入札

⑩最低制限価格を設けた入札において、当該価格に満たない金額を記載した入札

⑪入札談合の情報があつた場合において、不正の事実のない旨の誓約書の提出を求めたにもかかわらず、当該誓約書の提出をしない者のした入札

⑫入札公告又は本説明書に定める入札方法によらない入札

⑬前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

(3) 入札の中止又は延期

不正な行為が行われるおそれがあると認められるとき、又は入札の実施が困難となる特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがある。なお、入札を中止又は延期する場合は、ホームページにおいて告知する。

7. 落札者の決定方法について

(1) 落札候補者

最低貸付価格以上で、かつ最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、入札立会者全員に名称及び入札額を発表する。

(2) くじによる落札候補者の決定

前記(1)に該当する者が二者以上あるときは、くじによって落札候補者を決定する。

(3) 落札者の決定

落札候補者に、競争入札参加資格確認申請書(様式第8号)及び指名停止基準該当申告書(別記様式)並びに競争入札参加資格の確認に必要な書類(以下「申請書等」という。)の提出を求め、当該申請書等の内容を確認の上、落札者とするか、又はしないかを決定する。

確認の結果、落札者としないと決定した場合は、次順位の候補者について、同様の確認を行い、落札者とするか、又はしないかを決定する。

落札価格は、落札者が入札書に記載した入札価格とする。

落札者の発表は、入札後資格確認完了次第、当該落札者に通知する。

8. 申請書等の提出

落札候補者は、以下のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類（本市の入札参加有資格者は、③から⑨までの書類の提出を省略することができる。）

- ①競争入札参加資格確認申請書（様式第8号）
- ②指名停止基準該当申告書（別記様式）
- ③登記簿謄本（法人）
- ④印鑑証明書※写し不可、原本添付
- ⑤法人税又は所得税、消費税等の納税証明書
- ⑥事業税の納税証明書
- ⑦市税の納税証明書※箕面市内に本支店がある場合
- ⑧委任状（※支店等が契約先となる場合）
- ⑨誓約書（暴力団員不当行為防止）
- ⑩ゲート式等駐車場及び公共施設附帯駐車場の実績（場所、期間等）について記載した書類（任意の様式）

(2) 前記(1)②に基づき、本市の指名停止を行い落札候補者の決定を取り消す場合がある。また、落札決定後に当該申告書の内容に虚偽が認められたときは、指名停止又は有資格者の登録の取消、契約の解除、違約損害金の請求を行う場合がある。

(3) 事業計画書の提出

落札者は、市の指定する期日までに事業計画書を提出しなければならない。事業計画書には、駐車場設備機器の設置計画、駐車場の管理運営計画、駐車料金、連絡体制について必ず記載すること。

(4) 申請書等の提出方法

持参又は書留郵便（締切日必着）により、市の指定する期日までに提出すること。

(5) 提出場所

箕面市役所豊川支所

(6) 申請書等の費用負担

申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

9. 入札の延期又は中止等に関する事項

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ①入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。
- ②天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

10. その他

- ①提出された書類は、一切返却しない。
- ②落札者の名称及び落札金額は、市ホームページで公表する。
- ③法改正その他国による制度の変更があった場合、契約金額その他の取扱いについては、法改正その他の制度に基づき、定めるものとする。

【お問合せ先】

〒562-0023

箕面市粟生間谷西1丁目2番1号

箕面市役所 市民部 窓口課 豊川支所

TEL:072-729-4058

FAX:072-730-2196

※ホームページ（各種書類のダウンロード、質問に対する回答
の掲載、開札結果の公表）

<https://www.city.minoh.lg.jp/toyokawa/parking2026.html>